

【資料5】

令和5年度設備投資支援事業補助金の見直しについて（案）

〈令和4年度の制度内容〉

- ① 店舗等の新築及び改装事業
 - ② 福利厚生施設の整備事業
 - ③ 合理化設備の導入事業（DX含む）
 - ④ 新型コロナウイルス感染症拡大防止事業（改装、設備導入等）
- ※補助率：20%（上限50万円）
※令和3年度の補助率：10%（上限30万円）

〈令和5年度の制度内容 ※見直し検討案〉

- ・【減額】①②③については、補助率（通常分）：20%→10%、上限額50万円→30万円に見直し
- ・【継続】④新型コロナウイルス感染症拡大防止事業については、今年度の状況により継続の可否を判断する。
- ・【新規】第2親等内の親族が経営する事業所に正規雇用された場合、
「事業承継枠（帰って来いよ枠）」を創設し、通常分の補助率等を増嵩する。
※補助率：20%（通常枠に10%上乘せ）、上限額50万円
（通常枠に20万円増）
※「ふるさと就職奨励金」については、第2親等内の親族経営への就職者は対象外
- ・【新規】補助事業の取引相手方として、市内事業者に発注した場合、
「市内循環型枠（市内事業者間取引）」を創設し、通常分の補助率を増嵩する。
※補助率：20%（通常枠に10%上乘せ）、上限額50万円
（通常枠に20万円増）